

児童発達支援給食費助成制度

児童発達支援サービス利用時に負担した給食費を助成します。

対象者



- ・児童発達支援または医療型児童発達支援を利用している
- ・給食として提供された食事を実費負担した方

※おやつ代は含みません

※1食あたり650円が上限になります



助成対象期間



※申請が遅れた場合、さかのぼっての助成ができない場合があります。

満3歳になって初めての4月1日～小学校就学までの3年間

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
対象者の生年月日	R6.4～R7.3月	R7.4～R8.3月	R8.4～R9.3月	R9.4～R10.3月
H30.4.2～ H31.4.1	→			
H31.4.2～ R2.4.1	→			
R2.4.2～ R3.4.1	→			
R3.4.2～ R4.4.1		→		

申請の流れ 詳細は下記の問い合わせ先までお問い合わせください

申請

申請書等を
窓口もしくは
郵送で提出

支給
決定

助成対象かの
審査が
ございます。

請求

単価・提供日数の内訳が
分かる書類等の提出が
必要です。
★期限内の請求にご協力
ください

支払

後日、
指定の口座に
振り込み

北区 障害福祉課 障害福祉係

TEL 03 (3908) 9085

FAX 03 (3908) 5344

